「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に係るガイドライン 改定のポイント

（参考資料）

改定の基本方針

○現在、文部科学省において、「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与を実施しているところ、今後EBPMを推進する観点から、個票データ等がより一層活用され、多様な研究の進展とその成果の教育施策等への還元を促進しつつ、今後も「全国学力・学習状況調査」を円滑かつ適切に実施していく観点から、今般以下のとおり改定することとする。

○なお、個票データ等の貸与は文部科学省が主体となって実施しているものであるが、貸与実績（研究等の概要・所属機関・申出者・利用期間・データの適正管理措置等）及び利用実績（研究等の成果）については、参考として、設置管理者に連絡することとする。

主な改定内容

（1）設置管理者名・学校名等の公表の一律禁止

○設置管理者名・学校名を明らかにしたデータを貸与する場合は、事前に設置管理者の同意が必要。
（=同意が得られなかった設置管理者名・学校名については、該当部分をマスキングして提供）

○研究等の成果の公表において、設置管理者名・学校名を明らかにする場合は、事前に設置管理者の同意が必要。
（=設置管理者の同意があれば、設置管理者名・学校名を公表することも可能）

→

○個票データを貸与するにあたっての設置管理者の事前の同意は不要。
（=マスキング処理を施すことなく、全て提供）

○一方で、研究等の成果の公表において設置管理者名・学校名を明らかにする形での公表は、しないこととする。

※現行、データ貸与する場合に事前同意を得られているのは全体の30%程度に留まっているため、正確な分析ができず、教育データとして広く活用されるものとは言い難い状況。（設置管理者名・学校名は、他データと照合する際のキーとして学術研究に必要とされる。）

※貸与データは、計量分析等を通じて全体の傾向・特徴・原因を分析するために使用することを想定している（固有の設置管理者名・学校名を明らかにすることを目的として使用するものではない）ため、特定の自治体や学校に着目した事例研究は、本貸与制度の対象とはしない。

（2）ペナルティー規定の新設

現行のペナルティ規定の中に、設置管理者名・学校名を公表した場合に関する規定なし。

→

以降の個票データの貸与を一切禁止。
（必要に応じて、利用者及び所属機関名の公表、同一所属機関に属する他の利用者への貸与禁止の措置あり。）
※匿名データについては一定期間貸与禁止

（3）審査基準の明確化

審査基準において、特に重点的に審査すべき点が不明確。

→

審査基準で、以下全てが確認できることを明確化。
・児童生徒の学力や学習状況等の改善又は教育施策の改善を目的としている
・序列化や過度な競争が生じないよう十分配慮している
・設置管理者名・学校名を公表しない旨を了承している
・分析の目的及び方法が個人を識別するものでない

（4）他データとの照合

他データとの照合は原則禁止。

→

照合の内容及び必要性が合理的であれば認める。

※研究データとして学力調査を用いる際には、基本的に他の行政情報等との照合が想定されている。

（参考）その他、手続き（手順・提出書類・様式）の簡素化等も実施。

今後の予定

○9～10月　個票データの第一次利用申出→審査→貸与
○12月～2月　個票データの第二次利用申出→審査→貸与